

<選択式>

科目 労働基準法及び労働安全衛生法

分野	付加金、最高裁判例、労働衛生の3管理 特定機械等以外の機械等に関する規制
----	-----------------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	③	裁判所	労基法 114 条			
			テキスト P	314	問題集 P	—
B	⑩	付加金	労働基準法第 114 条			
			テキスト P	314	問題集 P	—
C	⑥	上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる	最判平成 15 年 12 月 4 日 (東朋学園事件)			
			テキスト P	192	問題集 P	—
D	④	作業管理	今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針について (平成 26 年基発 0217 第 7 号)			
			テキスト P	—	問題集 P	180
E	⑦	譲渡し、貸与し	安衛法 42 条			
			テキスト P	72	問題集 P	148

コメント

A と B (付加金) は基本的な問題であり、必ず正解しなければならない。

C は最高裁判例からの出題であるが、なんとか正解できたのではないかな。

D は難しかったので、正解できなくても構わない。

E (譲渡等の制限) は基本的な問題であり、正解して欲しい。

合格基準は、原則通り 3 点以上になると思われる。

<選択式>

科目 労働者災害補償保険法

分野	遺族補償年金の受給資格者、長期家族介護者援護金、最高裁判例
----	-------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	⑧	第5級以上	労災則15条			
			テキストP	121	問題集P	
B	⑰	労働	労災則15条			
			テキストP	121	問題集P	
C	④	10年	労災則36条1項			
			テキストP	—	問題集P	
D	⑰	補完	最判平成15年9月4日（中央労働基準監督署長事件（労災就学援護費）事件）			
			テキストP	—	問題集P	
E	⑱	労働基準監督署長	最判平成15年9月4日（中央労働基準監督署長事件（労災就学援護費）事件）			
			テキストP	—	問題集P	

コメント

AとB（厚生労働省令で定める障害の状態）では、Bの「労働」が入らなかった受験生が多いようだ。

C（長期家族介護者援護金）は、テキストにも記載がなく、正解できなくて構わない。

DとE（最高裁判例）について、Eの「労働基準監督署長」は、労災就学援護費の支給に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、「所轄労働基準監督署長」が行うことが押さえられていれば正解できたのではないかと。

合格基準は、「2点以上」に引き下げ補正（2点救済）が行われるのではないかと。

<選択式>

科目 雇用保険法

分野	目的条文、高年齢求職者給付金、日雇労働求職者給付金の特定給付
----	--------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	⑬	並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業	雇用法 1 条			
			テキスト P	14	問題集 P	114
B	⑮	失業の予防	雇用法 1 条			
			テキスト P	14	問題集 P	114
C	⑧	1 年	雇用法 37 条の 4 第 5 項			
			テキスト P	120	問題集 P	
D	⑩	求職の申込みをした上	雇用法 37 条の 4 第 5 項			
			テキスト P	120	問題集 P	
E	③	78 日	雇用法 53 条 1 項			
			テキスト P	53	問題集 P	

コメント

A～Eまで、すべて基本的な問題である。

合格基準は、原則通り 3 点以上になる。

<選択式>

科目 労務管理その他の労働に関する一般常識

分野	統計（労働力調査）職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業者の講ずべき措置等（パワーハラスメント）、最高裁判例（労働組合法）
----	-----------------------------------------------------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	②	医療、福祉	総務省「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス No.142）」2024年9月15日			
			テキスト P	—	問題集 P	
B	⑰	農業、林業	総務省「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス No.142）」2024年9月15日			
			テキスト P	—	問題集 P	
C	⑥	業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの	労働施策総合推進法 30 条の 2 第 1 項			
			テキスト P	26	問題集 P	
D	⑫	施設管理	最判平成 7 年 9 月 8 日（オリエンタルモーター事件）			
			テキスト P	—	問題集 P	
E	⑨	組織の弱体化を図ろうとしたもの	最判平成 7 年 9 月 8 日（オリエンタルモーター事件）			
			テキスト P	—	問題集 P	

コメント

Cは確実に正解しなければならない。

C以外はいずれも自信をもって正解を見つけるのは難しい。

合格基準は、「2点以上」に引き下げ補正（2点救済）が行われるのではないかと。

<選択式>

科目 社会保険に関する一般常識

分野	統計（令和5年度の国民年金料の納付状況加入・保険料納付状況について） 高齢者医療確保法（地方公共団体の責務）、介護保険（介護保険の給付） 厚生労働白書（私的年金制度の直近の法令改正）
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	③	83.1	令和5年度の国民年金料の納付状況加入・保険料納付状況について			
			テキスト P	—	問題集 P	
B	⑮	地方公共団体	高齢者医療確保法 4 条 1 項			
			テキスト P	57	問題集 P	
C	⑤	医療との連携	介護保険法 2 条 2 項			
			テキスト P	99	問題集 P	
D	⑭	責任準備金の額	確定給付企業年金法 60 条 2 項			
			テキスト P	234	問題集 P	
E	⑨	資産所得倍増プラン	令和6年版厚生労働白書（P290）			
			テキスト P	—	問題集 P	

コメント

A（国民年金料の納付率）については、「納付率は近年は上昇しているはずだ」という感覚から、「83.1」（%）を選んで欲しい。

Bは、2行目の「『住民』の高齢期における・・・」という記述から『地方公共団体』が選べたのではないか。

Cは、正解して欲しいところだが、苦戦している受験生が多そうだ。

DとEは難しい。自信をもって正解を選んだ受験生は、多くはないはずだ。

合格基準は、「2点以上」に引き下げ補正（2点救済）が行われるのではないか。

<選択式>

科目 健康保険法

分野	出産育児一時金、任意適用事業所の任意適用の取消要件及び申請手続
----	---------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	⑮	48万8,000	健保則 36 条			
			テキスト P	159	問題集 P	
B	④	3	健保則 36 条			
			テキスト P	159	問題集 P	
C	⑩	85	人口流産に伴う分娩費並びに出産手当金支給に関する件（昭和 27 年保文発第 2427 号）			
			テキスト P	158	問題集 P	
D	⑦	4分の3	健保法 33 条 2 項			
			テキスト P	55	問題集 P	30
E	⑳	日本年金機構又は 地方厚生局長	健保則 22 条			
			テキスト P	—	問題集 P	

コメント

A～Eまで、すべて基本的な問題である。

合格基準は、原則通り 3 点以上になる。

<選択式>

科目 厚生年金保険法

分野	標準報酬月額の時決定、マクロ経済スライド 離婚時における被扶養配偶者である期間についての特例（3号分割） 障害基礎年金及び障害厚生年金の支給要件
----	--------------------------------------------------------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	⑦	17日	厚年法 21 条 1 項			
			テキスト P	59	問題集 P	
B	①	11日	厚年法 21 条 1 項			
			テキスト P	59	問題集 P	
C	⑯	名目手取り賃金変動率	厚年法 43 条の 4 第 1 項			
			テキスト P	81	問題集 P	
D	⑲	令和 4 年 2 月	厚年法 51 条、78 条の 14 第 1 項、厚年則 78 条の 17 第 1 項 1 号、厚年令 3 条の 12 の 11、			
			テキスト P	202	問題集 P	
E	⑪	障害厚生年金のみである	厚年法 47 条、国年法 7 条 1 項 2 号、30 条 1 項、国年法附則 3 条			
			テキスト P	120	問題集 P	

コメント

AとB（報酬支払基礎日数）は基本的な問題であり、正解しなければならない。

Cも基本的な問題である。国民年金であれば「改定率の改定」であるが、厚生年金保険では「再評価率の改定」となる。どちらも仕組みは同じであり、正解しなければならない。

D・Eは事例問題である。

Dについては、特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合、「当該障害厚生年金の額の計算の基礎となった被保険者期間（＝障害認定日の属する月まで）」は、「3号分割標準報酬改定請求により標準報酬月額及び標準賞与額が改定される期間から除かれる」ことが押さえられていれば、正解できる。

Eについては、「老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の厚生年金保険の被保険者は、第2号被保険者とならない」ことが押さえられているかだ。「初診日」において「厚生年金保険の被保険者」であっても国民年金の被保険者ではないので、障害基礎年金の受給権は発生せず「障害厚生年金のみである」と正解を導き出せる。

合格基準は、原則通り3点以上になると思われる。

<選択式>

科目 国民年金法

分野	国民年金の沿革（国民年金保険料）、学生等の保険料納付特例
----	------------------------------

	解答	入る語句	根拠条文等			
A	⑬	平成 16 年	令和 7 年度の年金額改定について			
			テキスト P	185	問題集 P	
B	⑪	16,900 円	国年法 87 条 3 項、令和 7 年度の年金額改定について			
			テキスト P	185	問題集 P	
C	⑭	産前産後期間の保険料免除制度	国年法 88 条の 2、令和 7 年度の年金額改定について			
			テキスト P	185	問題集 P	
D	⑦	128	国年令 6 条の 9			
			テキスト P	196	問題集 P	
E	④	38	国年令 6 条の 9			
			テキスト P	196	問題集 P	

コメント

A～Eいずれも、決して難しい問題ではない。

A～Cは「年金制度の沿革」に近い。問題文の「平成 29 年度に上限の **B** に達したため、引き上げを完了した。その上で、令和元年度から、**C** の財源とする目的で、保険料を 100 円引き上げている。」という記述から、Cは「産前産後期間の保険料免除制度」、Bは現在の国民年金保険料の法定額が 17,000 円であることを覚えていれば、その額から 100 円を引いて「16,900 円」が導き出せる。

Dについては、「学生納付特例に係る所得基準」は「半額免除に係る所得基準」と同じであることが押さえられていれば、「128」万円は正解できる。Eは紛らわしい金額が並んでいるので、迷われた受験生も多いのではないかと。

合格基準は、原則通り 3 点以上になると思われる。